

**「重層的支援体制構築推進人材養成研修・広報啓発事業」
都道府県職員向け研修**

**奈良県と奈良県社会福祉協議会との協働による
包括的な支援体制の整備に向けた取組について**

令和6年2月27日

奈良県

1. 奈良県における包括的な支援体制 の整備に向けた取組について

条例の制定と地域福祉計画の策定

令和4年3月、県の地域福祉に関する基本的な考え方を示す「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」を制定し、条例の理念を踏まえた具体的な施策を示す「奈良県地域福祉計画」を策定

① 「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」

県、市町村、関係機関等が連携し、困りごとを抱える人に寄り添う意識を持ち、地域の多様な資源を最大限活用し、困りごとを包括的に受け止め、困りごとを抱える人を支え、人と人及び人と社会のつながりを確保し、誰もが社会の一員として役割と生きがいを持ち、支え合い、安心して生活することができる地域の実現を目指す。

【主な規定事項】

- 県民の抱える困りごとを把握し、適切な支援につなぐ仕組みの構築（第7条）
 - 県民やその世帯が抱える困りごとに関する相談を、丸ごと受け止める仕組み
 - 県民やその世帯が抱える多様な困りごとについて、さまざまな関係機関が連携し、解決に向けた適切な支援を検討する仕組み
 - 複雑でさまざまな困りごとを抱えている県民やその世帯に対し、支援を届けるために関わり続ける仕組み
 - 地域における県民同士の交流を促進し、地域社会の活性化につなげる仕組み
- 地域福祉を推進する人材の育成・確保等（第8条）
- 市町村と県が協働で仕組みを構築（第11条）
 - 取組を進めるにあたり、市町村と県が協定を締結することができる
 - 市町村が実施する施策について、協定に基づき助言、財政支援等を実施する

条例の制定と地域福祉計画の策定

② 奈良県地域福祉計画（第4期）

- 基本理念：「全ての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。」
- 計画の位置づけ：
 - 県が市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村が行う地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める「都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条）」
 - 「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」第6条に基づき、**国、市町村及び社会福祉協議会等の関係団体と連携して、県自らも主体的に取り組む**地域福祉の推進に関する施策を具体的に定めた「**県域の地域福祉計画**」
- 計画期間：令和4年度～令和8年度（※中間年において、所要の見直しを実施）
- 計画の構成：【第1章】県域の地域福祉を推進するにあたっての「基本的な考え方」
【第2章】施策を体系化させた具体的な実行計画である「アクションプログラム」



つまり・・・

包括的な支援体制の構築に向け、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、県も主体的に取り組を進めることとしています。

その具体的な取組の一つとして、**県と県社協が協働し、「県内市町村の取組実践への支援」**を実施しています。

取組の実施体制

◆奈良県地域福祉課（課員：25名 ※令和5年度）

○総務・援護係（6名）

（旧軍人軍属等恩給事務、戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する事、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、各種特別給付金に関する事 など）

○保護係（7名）

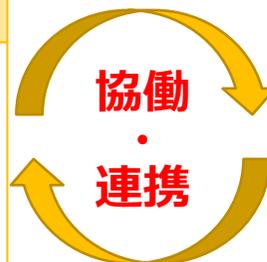
（生活保護、生活困窮、生活福祉資金、行旅病人・行旅死亡人、身元不明者・ホームレス対策に関する事 など）

○地域福祉推進係（10名）

（地域福祉計画、包括的支援体制（重層事業含む）、民生・児童委員、避難行動要支援者・福祉避難所、出所者等の更生支援に関する事 など）

R5・“包括的支援体制”関係担当（4名）

- ・主任調整員 1名（課長補佐級・行政職）
- ・主査級職員 3名
（行政職2名、保健師1名）



奈良県社会福祉協議会

具体的な取組

◆機運の醸成

- 市町村長及び幹部職員向けセミナー、フォーラムの開催
- 市町村及び市町村社協職員向け意見交換会、学習会の開催

◆市町村の取組への支援

○現場密着型支援

- ・現状のアセスメント、目指す姿の共有
- ・庁内検討会議への参加、助言
- ・重層的支援体制整備事業にかかる情報の提供 など

○市町村が実施する施策にかかる助言、財政支援

○他自治体の先進事例の収集、情報提供

○市町村地域福祉計画策定支援

○CSW等福祉人材の養成

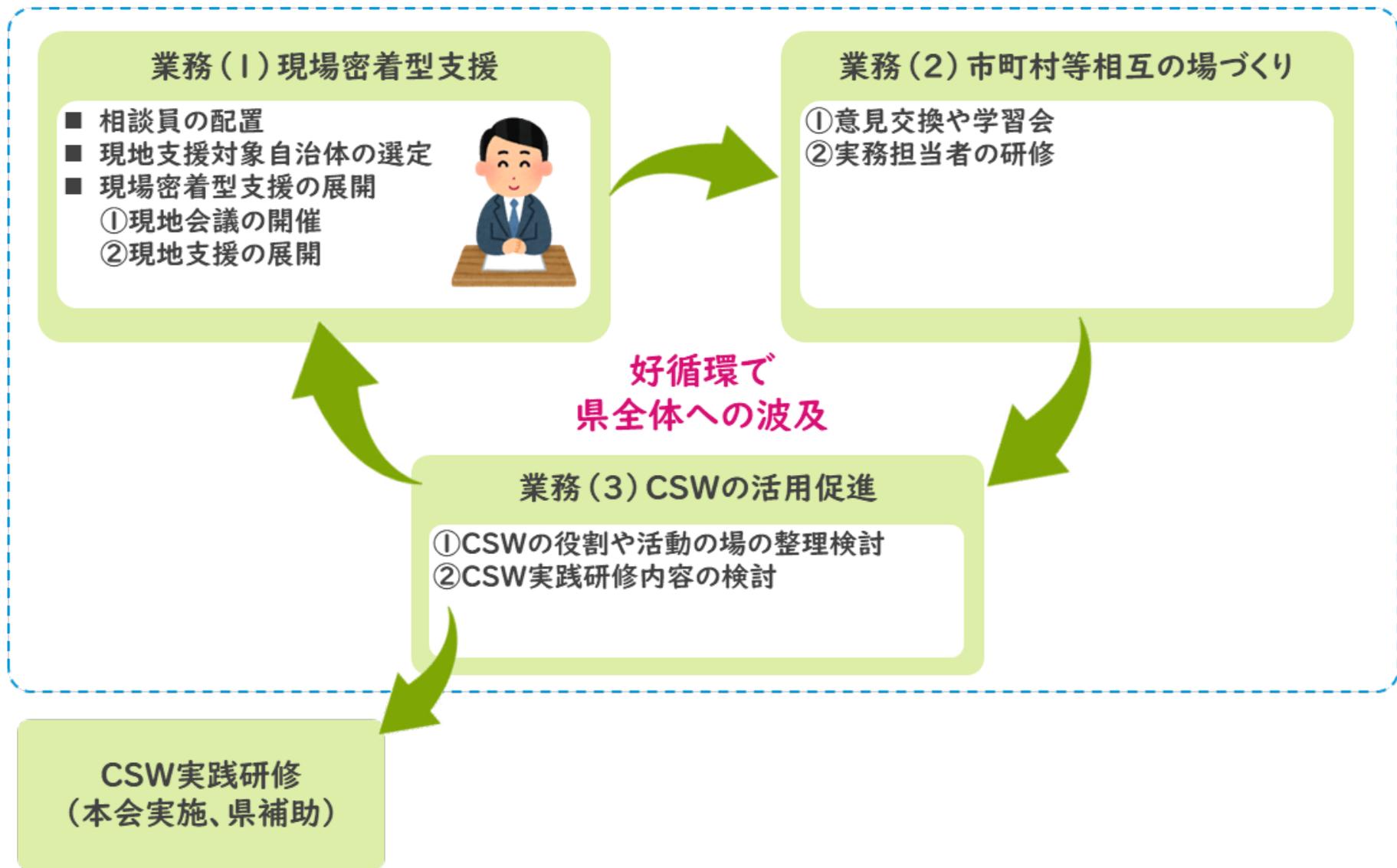
○協定の締結

✓ Point!

トップダウン、ボトムアップの
両面からのアプローチ

2. 現場密着支援の取組

県社協が携わる市町村支援の全体像



後方支援に携わる経緯

- ・ 地域共生社会の実現は、社協にとっても共通する目標
- ・ 基盤となる豊かな民間福祉の土壌づくり(=社協としてのミッション)
- ・ 住民や当事者を真ん中においた実践展開を「4者協働」で進める意義
- ・ 隣接する事業等を通じた自治体との関係性が土台



本会担当部門「市町村支援チーム編成」

本会の実施する関連事業との連携

住民主体の
地域福祉活動振興

市町村社協支援

生活困窮者自立相談支援
(中和・吉野県域)

社会福祉法人
共同事業

成年後見制度利用促進へ
向けた自治体支援

計画策定支援

先進地に関わる
研究者との
ネットワーク

県域の福祉関係団体等との
ネットワーク

現場密着支援のプロセスと内容

ヒアリング

- ・取り組んでいることを教えてもらう
- ・悩ましいことを受けとめる

支援要請

- ・目指す姿や動機付けの共有

詳細なアセスメント

- ・進め方のイメージ
- ・部門ごとの温度感
- ・関連する施策・事業の状況 など

具体的な支援の展開

- ・取組の全体像に関する共通理解の形成
- ・核となるチームづくりと主担当者の応援
- ・推進プロセスの検討と必要に応じた軌道修正のサポート
- ・庁内連携会議等への参加・助言、事前の打ち合わせ など

みんな悩んでいる

- ✓ どこから手をつけてよいかわからない
- ✓ 会議が増えることや、負担感などの声が他部署から寄せられ、担当者として不安
- ✓ 庁内連携会議は定着したが、取り組むべきテーマ・プロジェクトが見えない
- ✓ ひきこもりの居場所づくりなど、具体的な取組をどう進めればよいか
- ✓ 地域福祉計画とどう関連づければよいか
- ✓ 他市町村はどうしているのか

✓ Point!

県担当課との二人三脚

- ✓ 関わりのなかでの感想や違和感はすぐに共有（目線を合わせる）
- ✓ 必要な場面で、必要な人が動く（効果的な役割分担）

広域団体に求められているのは

- × 高度な支援ではなく
- 一緒に考え、チャレンジを応援すること

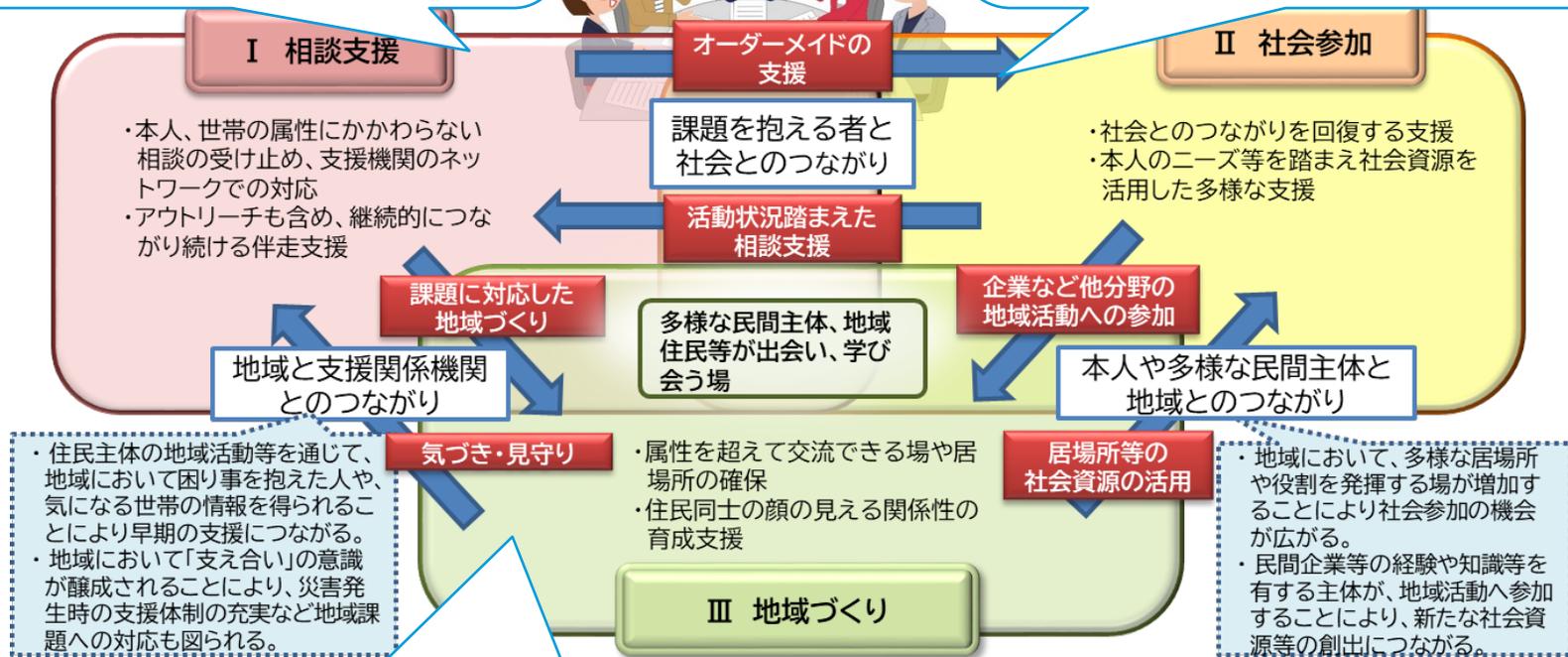
実際の関わりは・・・基本に忠実に

連携はできている？

- ▶ 役割分担は当然している
- ▶ 役割が終わると撤収
- ▶ 抱え込んでいるケースは多い
- ▶ 同じ部内でも仕事のスタイルは違う

相談の出口の扉は開いている？

- ▶ 参加の場が少ない
- ▶ 相談の傾向を俯瞰する場がない
- ▶ 福祉以外の部署や、多機関、企業等と一緒に悩む
- ▶ あるものにも目を向ける



地域と専門職はつながっている？

- ▶ 地域づくりの現状をよく知らない
- ▶ お願いごとの接点しかない
- ▶ 住民が気になることを受けとめる仕掛け

目指しているのはどこ？